

# 第16回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第16回定例会 令和3年7月29日

開会 15時00分 閉会 16時00分

出席委員

(23名)

会長 依田繁二

1 荻原勝夫

2 深井佳人

3 武井誠

5 関一夫

6 小林澄男

7 小山孝幸

8 青木茂良

10 成山喜枝

11 柳澤峰晴

12 宮下通

会長代理 若林泰平

13 大塚賢

14 齊藤敏彦

15 関敏夫

16 小宮山信幸

17 小野澤文利

18 笹平民男

推進 射手誠司

推進 佐藤邦利

推進 関泰秀

推進 杉田修司

推進 荻原清一

議事録署名委員

17 小野澤文利

18 笹平民男

出席職員

(5名)

農業委員会事務局

事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

若林代理           ご苦労様です。令和3年度第16回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長               皆さんこんにちは、猛暑の中毎日の農作業ご苦労様です。最近の気象は豪雨と猛暑に振り回される日々です。稲作は、イモチ病の発生と干ばつに要注意です。果樹類においては、将来を見据えた大型化、省力化の研修がありました。又、お手伝いさんの応援もありますが、毎日多忙な日々となっております。畜産関係では、急激な暑さで食欲不振等で、通常業務が進まない状況です。本委員会は、8月から9月に重要業務であります農地法に基づく農地パトロールが始まります。本年度から法律改定により調査方法が変更すると聞いています。一步踏み込んだ利用状況調査をして頂くようお願いします。本日の議事録署名は、17番小野澤文利委員と18番笹平民男委員をお願いします。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局            それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩で10分と近いため、問題ないと判断しました。

議長               ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員           説明します。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは、自家用の夏野菜を作る他は草刈りをしていて、農業を熱心にやる方ではありません。〇〇さんは父の代から近所の畑を借りて耕作をするほど興味のある方です。〇〇さんから話があり、畑を貸している方が耕作ができなくなったということで、譲り受ける事になりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長               ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)        全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第

5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

計画変更1、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。本申請は本年5月の定例総会でご審議頂いた案件の計画変更申請です。当初の申請では譲渡人3名からの所有権移転でしたが、許可後に、〇〇さんに相続が完了し、譲渡人が1名となったための変更申請です。なお、譲受人及び転用事業内容等の変更はございません。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は4ページをご覧ください。〇〇の200メートルほど進んだ先にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で建売住宅販売の実績があります。申請地にて296平方メートルから330平方メートルの4区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、使用貸借権設定、図面は7ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は実家住まいのため、申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、外1筆、使用貸借権設定、図面は9ページをご覧ください。〇〇から北に500メートルほど進んだ先にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は2名おり〇〇の方で夫婦です。譲渡人は〇〇の方で、譲受人の祖父です。譲受人は現在借家に住んでいますが、申請地に住宅を新築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、使用貸借権設定、図面は11ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。駐車場敷地の一時転用申請です。譲受人は自動車運送業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は近隣の事務所及び大型車駐車場として利用している土地の石積み改修工事のため、申請地を一時的に大型トラックの駐車場として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、利用期間は許可日から2か月間で、期間満了後は農地へ原状回復するものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇の北東にある農地です。通路敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の南にある生家への公道からの入り口部分が狭く、出入りに不便なため、申請地を取得して入り口部分の拡張を行う計画です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 説明します。場所は〇〇にある農地です。第14回定例総会で農地法第5条の申請で承認を得た案件です。譲渡人の変更です。当初は〇〇さん他2名の譲渡人でしたが、相続の登記により、〇〇さん1名になりました。理由として売買契約後、所有権移転登記を行うにあたり、農地転用許可書と登記簿謄本の所有者が相違しているということで、登記ができませんでした。今月の計画変更申請となりました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号1の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 説明します。〇〇から200メートル〇〇方面にある農地です。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは老人ホームに入っていて、東御市では生活しないということで、譲り渡す事になりました。〇〇さんは、建築条件付土地4区画を販売するそうです。下水道は公共下水道で集落の中に位置する場所です。問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につき

まして、宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員

説明します。場所は〇〇のところですか。譲受人、譲渡人は親子です。申請地の近くに家がありますが、手狭になるということで、父の農地に家を新築するそうです。申請地の南西は父の農地ですので周りへの影響はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん〇〇さん夫婦です。〇〇さんは〇〇さんの孫です。現在〇〇のアパートに子供と4人で住んでいます。祖父の農地に住宅を新築するということです。申請は〇〇ですが〇〇と合わせて4、5年前はブドウ畑でした。今回〇〇に住宅敷地、〇〇を通路にして東側から出入りするそうです。雑排水は公共下水道に接続しています。周りは住宅地ですので問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員

譲受人は、〇〇で、〇〇に事務所があります。道沿いのトラック駐車場のところが石積になっていて、区や市から安全性に欠けているので改修をして欲しいと指摘がありました。確認をしてきましたが、急な危険度は感じませんでした。安全な措置を行う間、トラックを駐車する場所が必要ということで、今回一時転用申請となりました。申請地は〇〇の北東になります。譲渡人の〇〇さんは相続により取得しましたが、〇〇で耕作はしていませんでした。2か月間の転用で終了後は原状回復するということです。

よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員              2か月後に農地に戻すということですが、本当に戻るのか心配です。その後、農地に戻っているのか確認はどうするかお聞きしたいと思います。

事務局                現状は休耕地です。原状回復ですので、借りる前の状態への復旧になります。そのため、トラックや重機等で土地が沈んでしまったということですので復旧してもらいます。その後の確認ですが、工事の進捗状況報告を提出してもらっていますので、提出されないようですと、事務局で指導していきます。管理体制は出来ていますので、復旧されないということはないと思われれます。

議長                    他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員            お願いします。場所は〇〇、〇〇から北東の集落内の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんの家から公道までが狭く出入りが不便で、広げたいということです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局                第3号議案、農用地利用集積計画7月分について説明します。資料3ページが通常の利用権設定です。5件、20筆、合計15、912平方メートルです。資料4ページが所有権移転です。1件、4筆、合計6、842平方メートルです。資料5ページは中間管理事業を使った利用権設定です。

7件、8筆、合計14,272平方メートルです。全体の合計は13件、32筆、37,026平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。第3号議案農用地利用集積計画7月分について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号農地法第4条の規定による届出について説明します。番号1、〇〇、図面は15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地2809平方メートルの内、150平方メートルの届出になります。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございます。

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)